

五泉市 人権教育・啓発 推進計画



五 泉 市
五泉市教育委員会



互いに人権を尊重し合い、 いきいきと幸福に生活できる まちをめざして

誰もがもつ「人としての権利」が守られ、いきいきと暮らせる社会の実現には、年齢や性別、国籍、障がい・病気の有無等に関わらず、一人ひとりの個性や価値観を尊重することが大切です。

五泉市では、平成19年に策定した「五泉市総合計画前期基本計画」において「人権と平等の尊重」を掲げ、互いに人権を尊重し合い、いきいきと幸福に生活できるまちをめざしてさまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかし、社会の中には依然として、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待や同和問題等をはじめとする人権問題が存在しています。また、インターネットによる差別的書込みやヘイトスピーチ等、情報化や国際化等の社会環境の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しています。

このような背景を踏まえ、平成28年には、国において、差別解消を目的とした3つの法律が施行されました。

五泉市においても、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、このたび、人権教育・人権啓発を総合的・一体的に推進するための基本方針となる「五泉市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後も、この計画に基づき、行政だけでなく、地域、学校、企業等と連携し、人権教育・啓発に関する施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

五泉市長 伊藤 勝美

目次

【第1章】 計画の概要

1	基本的な考え方	3
2	策定の背景	4
(1)	国際的な動き	4
(2)	国・新潟県の動き	4
3	これまでの五泉市の取組	6
4	計画の構成と位置づけ	7

【第2章】 市民意識調査の概要

1	市民意識調査の結果	11
2	調査結果と考察	12

【第3章】 さまざまな機会を通じた人権教育・啓発の推進

1	学校教育における人権教育の推進	19
2	社会教育における人権教育の推進	20
3	市民に対する人権啓発の推進	20
4	企業・団体等に対する人権啓発の推進	21
5	市職員等に対する人権啓発の推進	21

【第4章】 分野別の人権問題の現状と施策の方向

1	女性の人権について	25
2	子どもの人権について	28
3	高齢者の人権について	32

4	障がいのある人の人権について	34
5	同和問題（部落差別問題）について	37
6	外国人・外国籍住民等の人権について	39
7	インターネットによる人権侵害について	40
8	新潟水俣病患者の人権について	42
9	さまざまな人権問題について	43
(1)	拉致問題	43
(2)	犯罪被害者等	44
(3)	ハンセン病の問題	45
(4)	エイズ・H I V感染者	45
(5)	性的少数者（性的マイノリティ）	46
(6)	刑を終えて出所した人	48
(7)	その他の人権問題	48

【第5章】 人権施策の推進に向けて

1	庁内推進体制の整備	51
2	関係機関との連携	51
3	計画に基づく施策の評価・検証	51
参考資料		53

【第1章】

計画の概要

- 1 基本的な考え方
- 2 策定の背景
- 3 これまでの五泉市の取組
- 4 計画の構成と位置づけ

【第1章】 計画の概要

1 基本的な考え方

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて生まれながらにもっている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

この理念は、基本的人権を保障した「日本国憲法」や第3回国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」によって明文化されています。

「日本国憲法」では、第11条で侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、また、個人の尊重及び幸福追求権（第13条）、平等の原則（第14条）がうたわれています。

「世界人権宣言」の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とされています。

人権尊重の社会を実現するためには、人種、信条、性別、社会的身分、門地あるいは障がいの有無など本人が選ぶことのできない事柄によって、一人ひとりの生き方の可能性が制約されることをなくし、個性や能力を活かして自己実現を図るための機会が平等に保障される社会、また、市民一人ひとりがお互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れ、共生していける社会を形成することが大切です。

また、人権教育・啓発は、さまざまな機会を通して実施することにより、効果を上げることができるものであり、そのためには一人ひとりの生涯の中で、その総合的な推進に努めなければなりません。

「日本国憲法」のもと、人権に関する国際条約の趣旨を踏まえた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号、以下「人権教育・啓発推進法」という。）の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義されています。

また、第3条の基本理念には、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」とあります。

この理念を踏まえ、第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との規定に基づき、互いの人権を尊重し合える五泉市の実現をめざし、施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

20世紀において、人類は二度にわたる世界大戦により、大量虐殺や特定民族への迫害などかつてない世界規模での人権の抑圧や侵害を経験しました。このことへの反省から、平和の大切さを学び人権の尊重こそが平和の基礎であるという教訓を得ました。

そして、世界平和を希求して1945年（昭和20年）に「国連」が結成され、1948年（昭和23年）の第3回国連総会において、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての国際基準を示した「世界人権宣言」が採択され、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

国連では、この「世界人権宣言」をより具体化し、各国の実施を義務付けるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）、「児童の権利に関する条約」（以下「児童の権利条約」という。）など人権に関する条約を採択するとともに、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」などを通じて、各国に人権確立への取組を呼びかけてきました。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地で貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題の発生する状況が続いています。

このような厳しい国際社会の状況を受けて、国連は1994年（平成6年）の第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議するとともに行動計画を示し、人権という普遍的文化が構築されることを目的として、世界各国において、国内行動計画を策定するように求めました。

さらに、「人権教育のための国連10年」の最終年である2004年（平成16年）の第59回国連総会において、この10年間の取組を継承する「人権教育のための世界計画」が採択され、2005年（平成17年）から実施されています。

2006年（平成18年）には、これまでの人権委員会を昇格させるかたちで「国連人権理事会」が新設され、世界のいたるところで人権遵守を監視し、加盟国が人権に関する義務を果たせるように支援してきました。

(2) 国・新潟県の動き

我が国においては、1947年（昭和22年）に、すべての国民の基本的人権の尊重を基本理念とする「日本国憲法」が施行され、1956年（昭和31年）の国連加盟を契機に、国連が採択した「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの人権に関する多くの条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定し、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされました。

これを踏まえ、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けてさまざまな取組が実施されました。その後、2002年（平成14年）に法の期限切れを迎え特別対策は終了することになりましたが、1996年（平成8年）に「地域改善対策協議会」から意見具申が出されており、特別対策期限後の同和問題の解決に向けた今後一層の取組について基本的な在り方が示されました。

さらに、2016年（平成28年）12月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、国や地方公共団体に相談体制の充実や教育・啓発の推進、部落差別の実態調査を求める「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

この法律の趣旨を踏まえ、国や地方公共団体は、部落差別を解消するために国民一人ひとりの理解を深める施策を推進しています。

また、国連が、「人権教育のための国連10年」を決議したことを受けて、我が国では、1995年（平成7年）に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を内閣に設置し、1997年（平成9年）に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国内行動計画」という。）を策定しました。この国内行動計画により、人権の概念及び価値が広く理解され、人権という普遍的文化の構築をめざして、学校をはじめ地域社会や企業などのあらゆる場を通じて、あらゆる人を対象にその発達段階に応じて人権教育を積極的に推進してきました。

1997年（平成9年）には、「人権擁護施策推進法」に基づき「人権擁護推進審議会」が設置され、人権教育・啓発の在り方や人権侵害の被害者救済の在り方などについて検討が行われました。1999年（平成11年）に「人権擁護推進審議会」が人権教育・啓発の基本的な事項について国に答申を行い、これを受けて2000年（平成12年）に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。この法律には、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること及び国は施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画を策定しなければならないことが規定されています。この法律に基づき、国では、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進を図っています。

また、法整備の面では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」といった新たな人権に関する法律が制定されてきました。

2016年（平成28年）4月1日には、我が国ではじめて差別を解消することが名称及び目的に掲げられた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。この法律に基づき国の基本方針が示され、行政や事業者が踏まえるべきガイドラインが明らかにされました。地方公共団体や多くの企業がこれまで以上に障がい者差別の解消に向けた取組を進めています。

新潟県においては、国の法令・政策に基づき1970年（昭和45年）に「同和対策総合計画」、2004年（平成16年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう社会の実現に向け、各種の啓発活動や教育活動を行ってきました。

また、地域の人権問題として、新潟水俣病の問題に取り組んできました。発生が公式に発表されて40年を迎えることを契機に、2005年（平成17年）に「ふるさとの環境づくり宣言～新潟水俣病40年にあたって～」を発表して、2006年（平成18年）からは、地域の再生・融和を図る「もやい直し」を推進し、福祉及び情報発信の両面から具体的に展開していくため、ふるさとの環境づくり宣言推進事業を行ってきました。

2009年（平成21年）には、「新潟水俣病問題に係る懇談会」の最終提言を受け、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例に基づき、新潟水俣病患者の保健福祉施策の充実、新潟水俣病によって深刻な影響を受けた地域社会の再生・融和や、新潟水俣病についての正しい理解の促進を図るため取組を実施しています。

3 これまでの五泉市の取組

2006年（平成18年）1月1日に旧五泉市と旧村松町が合併し、新たな「五泉市」が誕生しました。合併前のそれぞれの市町においては、人権教育・啓発推進計画は策定されていませんでしたが、人権問題を重要課題として捉え、その解決に向け、人権・同和教育及び啓発事業に取り組んできました。

合併後、2007年（平成19年）に策定された「五泉市総合計画前期基本計画（2007年度～2011年度）」では、市民協働と信頼による自立したまちの施策の一つとして「人権と平和の尊重」を掲げ、人権は一人ひとりが幸せに暮らすための誰からも侵されることのない権利であることを認識し、互いに人権を尊重し合い、いきいきと幸福に生活できるまちをめざしてきました。更に、市民一人ひとりの人権尊重意識を高めるため、さまざまな角度から人権啓発活動を推進するとともに、子どもに人権尊重の心を育む教育の充実など、各種施策に取り組んできました。

女性の人権については、男女共同参画社会の実現のため、2007年（平成19年）に「ごせん男女共同参画推進計画」を策定し、男女がともに自分らしくいきいきと元気に歩むまちづくりをめざすとともに、2011年（平成23年）には「五泉市男女共同参画推進条例」を制定し、すべての男女が性別による差別的な取扱いを受けることなく、人権と平等が尊重された社会の実現をめざしてきました。

また、子どもの人権に関しては「五泉市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者の人権に関しては「五泉市高齢者福祉計画」、障がいのある人の人権に関しては「五泉市障がい者計画・五泉市障がい福祉計画」において施策を定め、児童虐待の防止や高齢者・障がい者の権利擁護の推進などに取り組んできました。

2016年（平成28年）に実施した「五泉市人権問題に関する市民意識調査」によると、人権が守られていると感じる市民の割合が70.0%となっているものの、守られていないと感じている市民が18.6%いるという結果になっています。

このため、さまざまな課題の解決に向け、行政と市民、事業所、関係機関、団体等が共に連携、協力しながら、人権教育・啓発の推進に取り組んでいく必要があります。

4 計画の構成と位置づけ

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、五泉市が今後実施する人権教育・人権啓発の推進に関する基本方針及び方向性を明らかにするものです。

計画は、さまざまな分野の取組を総合的、一体的に進めるため、市の最上位計画である「第2次五泉市総合計画」との整合を図ります。

また、計画期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）の10年間とし、今後の社会情勢の変化などによって、計画内容を変更する必要がある場合には、その見直しを行います。

計画の体系

五泉市人権教育・啓発推進計画

第1章 計画の概要

- 1 基本的な考え方
- 2 策定の背景
 - (1) 国際的な動き
 - (2) 国・新潟県の動き
- 3 これまでの五泉市の取組
- 4 計画の構成と位置づけ

第2章 市民意識調査の概要

- 1 市民意識調査の結果
- 2 調査結果と考察

第3章 さまざまな機会を通じた 人権教育・啓発の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 市民に対する人権啓発の推進
- 4 企業・団体等に対する人権啓発の推進
- 5 市職員等に対する人権啓発の推進

第4章 分野別の人権問題の現状 と施策の方向

- 1 女性の人権について
- 2 子どもの人権について
- 3 高齢者の人権について
- 4 障がいのある人の人権について
- 5 同和問題（部落差別問題）について
- 6 外国人・外国籍住民等の人権について
- 7 インターネットによる人権侵害について
- 8 新潟水俣病患者の人権について
- 9 さまざまな人権問題について
 - (1) 拉致問題
 - (2) 犯罪被害者等
 - (3) ハンセン病の問題
 - (4) エイズ・H I V感染者
 - (5) 性的少数者（性的マイノリティ）
 - (6) 刑を終えて出所した人
 - (7) その他の人権問題

第5章 人権施策の推進に向けて

- 1 庁内推進体制の整備
- 2 関係機関との連携
- 3 計画に基づく施策の評価・検証

【第2章】

市民意識調査の概要

- 1 市民意識調査の結果
- 2 調査結果と考察

【第2章】市民意識調査の概要

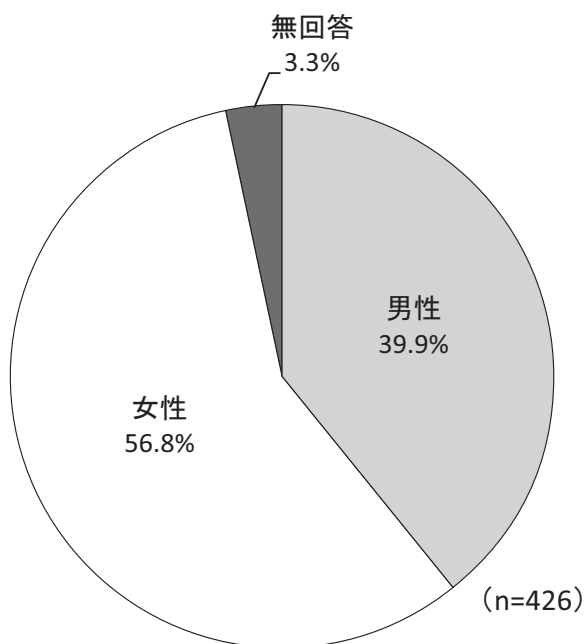
1 市民意識調査の結果

五泉市では、人権問題に関する市民意識の実態を把握するとともに、「五泉市人権教育・啓発推進計画」の策定における参考資料とするため、2016年（平成28年）2月に「五泉市人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

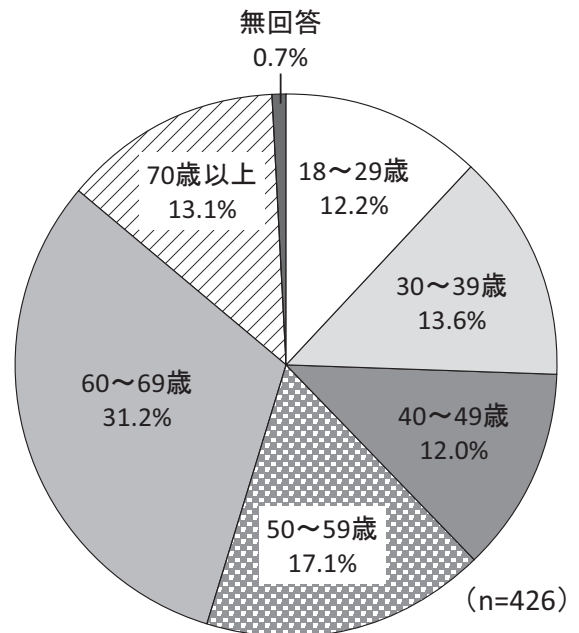
調査の概要は、次のとおりです。

- 調査地域：五泉市全域
- 調査対象：満18歳以上の男女個人（住民基本台帳より無作為抽出）
- 標本数：1,000人
- 調査方法：配布・回収とも郵送による自記式のアンケート
- 回収状況：回収数426人、有効回収率42.6%

○性別



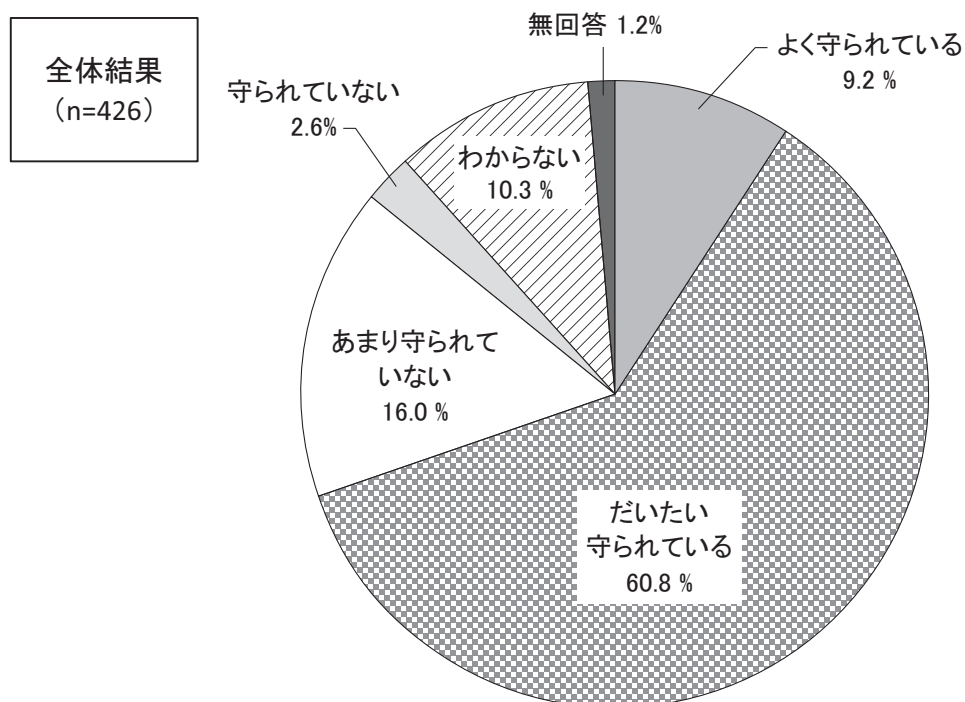
○年齢



2 調査結果と考察

(1) 基本的人権について

問4. 日本国憲法では、人間が生まれながらにしてもっている侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障されています。あなたは、現在の日本で、基本的人権が守られていると思いますか。（1つだけに○）

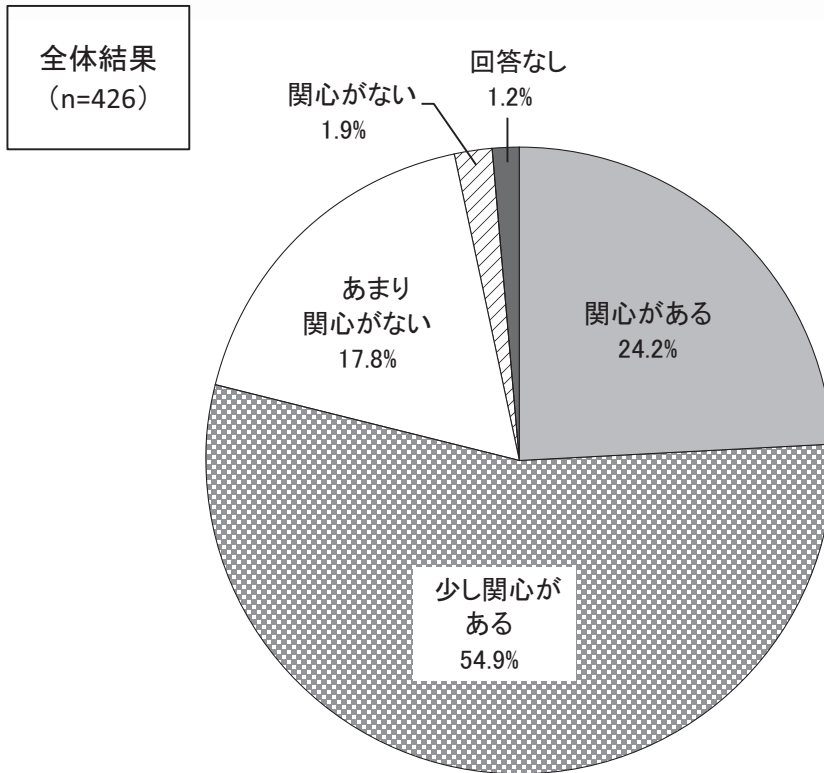


「よく守られている」が9.2%、「だいたい守られている」が60.8%となり、「よく守られている」と「だいたい守られている」の合計は70.0%となりました。性別では、男性が77.1%、女性が65.3%となり、男性の方が高い傾向が見られました。

一方で、「あまり守られていない」が16.0%、「守られていない」が2.6%となり、「あまり守られていない」と「守られていない」の合計は18.6%となり、5人に1人の市民が人権は守られていないと感じています。特に、70歳以上が26.8%と最も高くなっており、今後も継続して人権の大切さを啓発していく必要があります。

(2) 人権や差別問題に対する関心について

問5. あなたは、人権や差別の問題に関心をもっていますか。

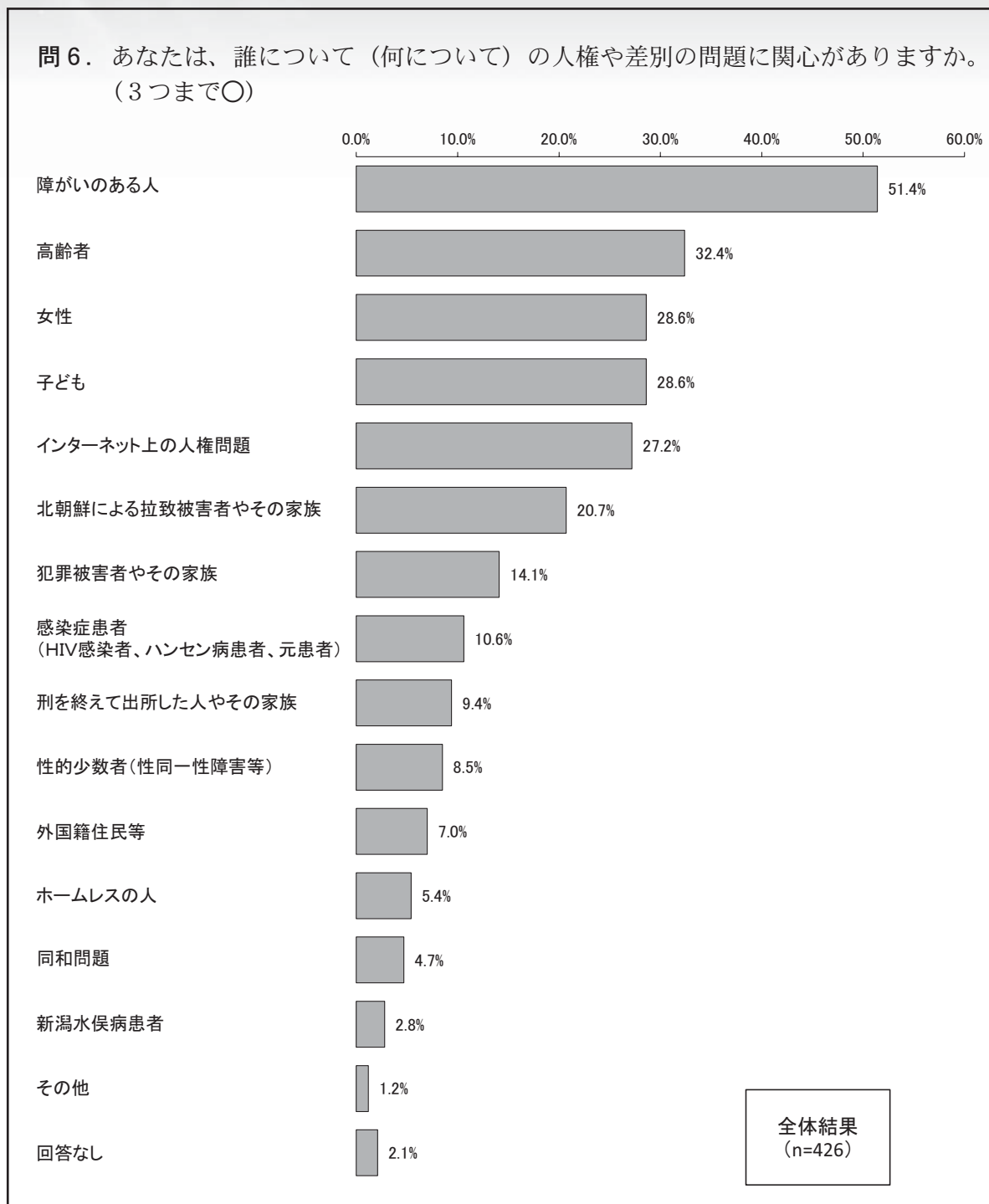


「関心がある」が24.2%、「少し関心がある」が54.9%となり、「関心がある」と「少し関心がある」の合計は79.1%となりました。

一方で、「あまり関心がない」が17.8%、「関心がない」が1.9%となり、「あまり関心がない」と「関心がない」の合計は19.7%となっています。

年代別では、60代と70歳以上で「関心がある」と「少し関心がある」の合計が80%を超えている一方で、50代以下では「あまり関心がない」と「関心がない」の合計が20%以上となっています。特に、18～29歳では25.0%が「あまり関心がない」、「関心がない」と回答しており、人権問題に積極的に関心を持ち、人権尊重意識を高揚させていくことが今後の人権教育・同和教育の課題となっています。

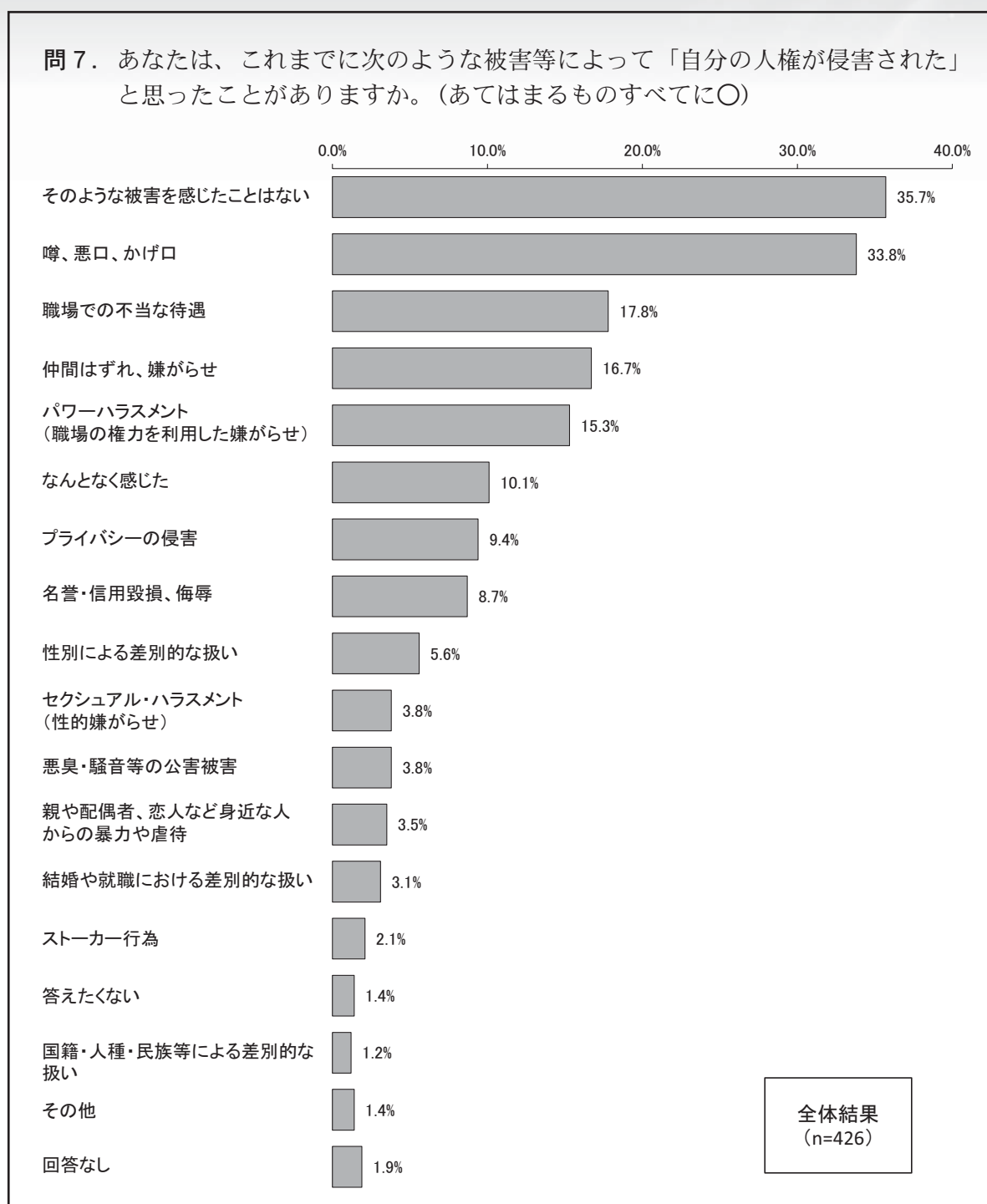
(3) 関心のある人権や差別問題について



「障がいのある人」が51.4%と最も高く、「高齢者」(32.4%)、「女性」(28.6%)、「子ども」(28.6%)と続いています。また、高度情報化の進展により、「インターネット上の人権問題」に対する関心も高くなっています。

一方、「同和問題」については4.7%と関心度は低くなっており、我が国固有の人権問題として、啓発活動を強化していく必要があります。

(4) 人権に関する被害経験について

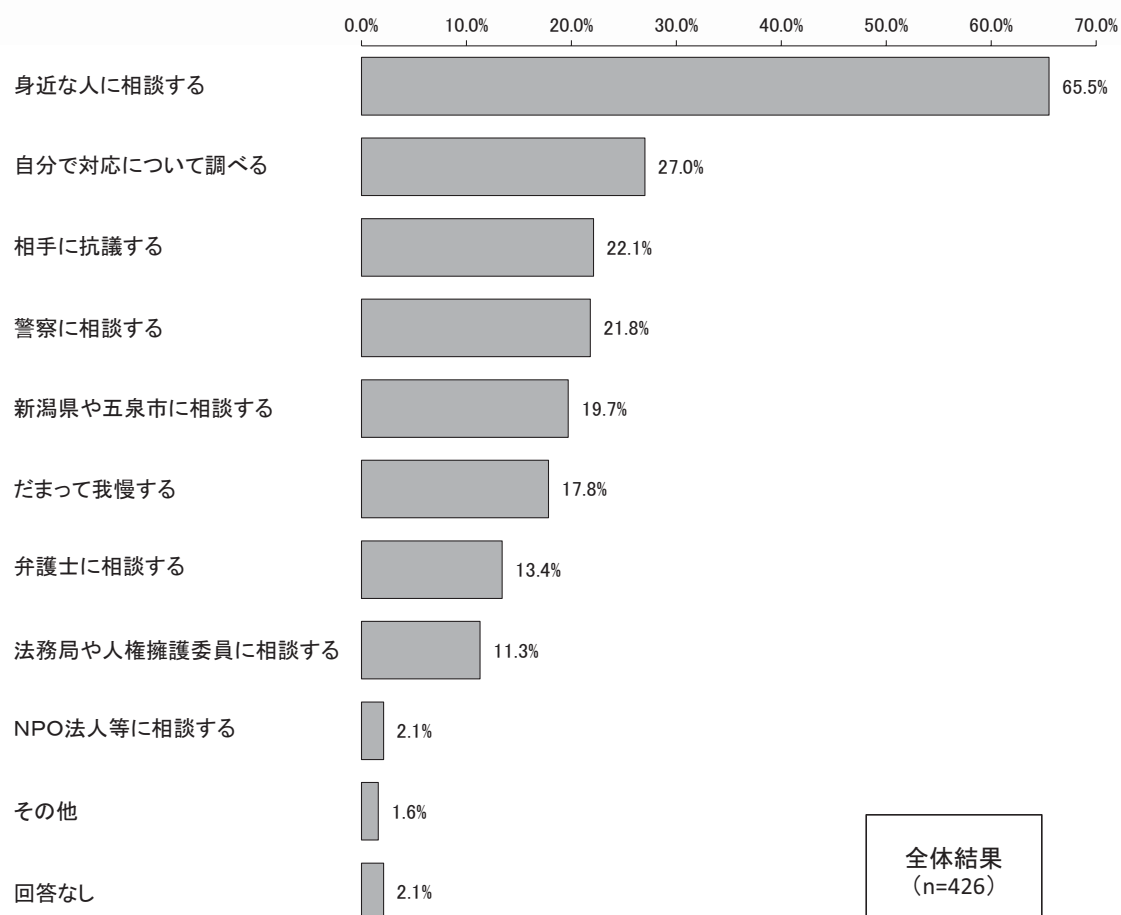


被害経験については、「噂、悪口、かげ口」(33.8%)が最も高く、「職場での不当な待遇」(17.8%)、「仲間はずれ、嫌がらせ」(16.7%)がこれに続いています。

一方、「そのような被害を感じたことはない」は35.7%となっており、人権や差別に感心が薄いことにより、人権が侵害されていても気付かないこともあると思われます。

(5) 人権が侵害されたときの対応について

問 8. もし、あなたの人権が侵害されたとしたら、どのような対応をしますか。
(あてはまるものすべてに○)



「身近な人に相談する」が65.5%と最も高くなっています。

一方、「自分で対応について調べる」が27.0%、「相手に抗議する」が22.1%と続いており、女性より男性の割合が高くなっています。

また、「だまって我慢する」が17.8%となっており、相談窓口の周知を図る必要があります。

【第3章】

さまざまな機会を通じた 人権教育・啓発の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 市民に対する人権啓発の推進
- 4 企業・団体等に対する人権啓発の推進
- 5 市職員等に対する人権啓発の推進

【第3章】さまざまな機会を通じた人権教育・啓発の推進

近年、「障害者差別解消法」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別解消推進法」などの法律が新たに整備され、国や地方公共団体には、差別を解消する施策を推進することが求められています。

このため、学校教育や社会教育等のさまざまな機会を捉え、市民、企業・団体や市職員等に対する人権啓発の推進を図ります。

1 学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

五泉市の小・中学校では、人権教育・同和教育を学校づくりの根幹と考え、教科指導、生徒指導、学級経営等の教育活動全体を通じて人権に対する知的理解と人権感覚の涵養に取り組んできました。

中でも同和教育を人権教育・同和教育の中核とし、児童生徒の発達段階に応じて新潟県同和教育研究協議会発行の副読本「生きる」シリーズを計画的・組織的に活用し、人権教育・同和教育への理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けるよう指導しています。

また、教職員研修でも教職員自らが進んで指導方法の工夫・改善に取り組めるよう、授業公開を前提として複数の教職員で指導案を検討・作成し、多様な見方・考え方をもって学び合う研修を進めています。

しかしながら、これらの取組が校種間、家庭・地域、関係機関とで連携されていたとはいえず、同和教育や重大な人権侵害である「いじめ問題」に総合的に対応するためにも、これらとの連携を促進し、人権意識の啓発やより充実した人権教育・同和教育が実現されるよう市全体で取り組んでいく必要があります。

2018年度（平成30年度）には小学校で、2019年度（平成31年度）には中学校で、道徳が正式な教科となります。五泉市でも新学習指導要領がめざす「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善により、これまで以上に人権尊重の教育をより効果的に推進し、子どもたちが自他の個性や価値観の違いなど、その多様性を認め合う教育を実現していきます。

【施策の方向性】

- ・学校教育においては、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重した学校運営や人権教育・同和教育に関する指導方法の工夫改善に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ・人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚が身に付けられるよう、家庭や地域社会との連携を深めながら、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

【現状と課題】

社会教育においては、一人ひとりがお互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中に見られるあらゆる人権・同和問題に関わる課題に気づき、理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力につながる人権意識の醸成が求められています。

このような人権意識の醸成をめざして、人権・同和問題について学習機会を提供するとともに、参加者の行動につながるよう学習内容・方法の工夫改善を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・生涯学習の観点から、市民大学講座等の各種講座の中で、人権・同和問題についての学習機会を提供するとともに、人権啓発活動の一環として新潟県や関係機関、団体等が実施する研修会や講座等についても、広報やホームページ等を通じて広く市民に周知を図り、人権問題が一人ひとりの身近な問題であることの認識を深め、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- ・青少年の社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むための多様な体験活動の機会の充実に努めます。

3 市民に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

差別や偏見のない地域社会をつくるためには、市民一人ひとりがさまざまな人権問題について理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

市民一人ひとりが地域社会の中で豊かで充実した生活を送れるよう、人権尊重の意識に満ちた地域社会の実現に向け、さまざまな人権問題を身近な問題として認識し、理解を深めるため、関係機関と連携を図りながらあらゆる場を通じて人権啓発を推進していかなければなりません。

【施策の方向性】

- ・広報誌やホームページをはじめ、さまざまな機会を活用した人権啓発や講演会等の周知に努めます。
- ・人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところで、人権に関するさまざまな問題について、理解と認識を深める人権教育・啓発を推進します。
- ・人権に関わる施策の推進にあたっては、法務局、新潟県、人権関係団体及び市役所各課との連携のもと総合的に取り組みます。
- ・プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるおそれのある身元調査をなくすための啓発に努めます。

4 企業・団体等に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

企業も社会を構成する一員であるという考え方から、職場の中で働く人々の人権への配慮のみならず、顧客・消費者、取引先、地域住民等の人権や地域社会に配慮することが求められています。

各種団体においても、地域住民や関係機関の多くの人々と関わって活動しており、人権問題を正しく理解し、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが求められています。

企業や団体等において、人権尊重の理念が浸透し、明るい職場づくりや活発な団体活動につながる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・企業・団体等における人権教育・啓発の取組を促進するため、啓発や研修内容の助言、情報提供に努めます。
- ・企業に対して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」などの法制度を周知するとともに、採用にあたっては、全国統一応募用紙の趣旨を厳守した差別のない公正な選考・採用が行われるよう啓発に取り組みます。

5 市職員等に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

市職員をはじめとする公務員等は、全体の奉仕者として、市民の福祉の向上に貢献する責務を負っており、人権に配慮した行政を遂行する義務があります。

そのためには、市職員等は常に人権の視点に立って、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。

職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく、豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるよう、また、日常業務や生活を通じて市民に正しく啓発ができるよう、人権問題に関する研修を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

- ・あらゆる人権問題の解決に取り組むべき立場にある職員等の人権意識の向上を図るため、窓口職員の研修や階層別の研修に人権問題を取り入れます。
- ・関係機関、団体等が実施する人権・同和教育に関する講座や集会を職員研修の場として捉えて積極的に参加し、職員の人権尊重意識の高揚に努めます。
- ・職員に対し、人権に関する啓発資料などの情報提供を行います。

- ・「障害者差別解消法」に基づき、2017年（平成29年）に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する五泉市職員対応要領」の周知、徹底を図り、職員が障がいを理由とする差別の解消に関して適切に対応するよう努めます。
- ・人権侵害につながる行為の差別性を見抜き、的確に対応できるよう職員の意識改革に努めます。

【第4章】

分野別の人権問題の 現状と施策の方向

- 1 女性の人権について
- 2 子どもの人権について
- 3 高齢者の人権について
- 4 障がいのある人の人権について
- 5 同和問題（部落差別問題）について
- 6 外国人・外国籍住民等の人権について
- 7 インターネットによる人権侵害について
- 8 新潟水俣病患者の人権について
- 9 さまざまな人権問題について

【第4章】 分野別の人権問題の現状と施策の方向

一人ひとりの人権が尊重され、真に豊かでゆとりのある社会を育んでいくためには、現在特に重要となっている人権問題に対して、地域の実情に応じた効果的な施策を重点的に展開していく必要があります。

このため、重点課題として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別問題)、外国人・外国籍住民等、インターネットによる人権侵害、新潟水俣病患者などの人権問題を取り上げ、積極的に人権教育・啓発の推進を図ります。

1 女性の人権について

【現状と課題】

我が国における男女共同参画社会の形成への取組は、「日本国憲法」に男女平等の理念がうたわれて以来、戦後の国際社会における取組と連動し、女性団体を中心とする国民運動に支えられながら進められてきました。

国際社会では、1946年(昭和21年)の「国連婦人の地位委員会」の設置、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」としてメキシコで第1回世界女性会議が開催されたことなどを契機として、各国で取組が進みました。また、1979年(昭和54年)には、国連において「女子差別撤廃条約」が採択され、同条約の中で「女子に対する差別」が定義されました。

1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5年後の2000年(平成12年)に開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されるなど、男女平等を進める国際的な規範が確立されてきました。

我が国では、1986年(昭和61年)に「男女雇用機会均等法」が施行されるなど、国際的な動きに合わせて男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められ、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が成立し、「男女共同参画会議」の設置など国内本部機構が強化されてきたほか、3次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組が行われてきました。

2014年(平成26年)には、閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－』の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられ、2015年(平成27年)9月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されるなどの動きの中で、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、「第1部 基本的な方針」と「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」で構成されており、男女共同参画を推進する12の重点分野を掲げ、それぞれの分野において2025年度(平成37年度)まで見通した基本的な考え方と2020年度末(平成32年度末)までに実施する具体的な取組が定められました。

近年、社会問題になってきている女性に対する暴力に関しては、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規則等に関する法律」が施行され、さらに、2001年(平成13年)に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」

という。)では、2013年(平成25年)の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることになりました。

新潟県においては、2001年(平成13年)に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定して、男女平等をめざし、共に参画できる社会の形成に向け、意識啓発活動の充実をはじめとしたさまざまな施策を推進してきました。

2002年(平成14年)には、男女平等社会の形成に向けての新潟県の姿勢を示すため「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、その実現に向けた取組を推進してきました。

更に、2006年(平成18年)には、「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定し、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」を目標に、意識啓発はもとより地域・職場などで具体的・実践的な施策を展開しています。

五泉市においては、男女共同参画社会の実現を図るため、2007年(平成19年)に「ごせん男女共同参画推進計画」を策定し、男女がともに「自分らしく」いきいきと元気に歩むまちづくりをめざして、市民と協働で取り組んできました。その後、社会経済情勢の変化などに対応するため、2012年(平成24年)、2017年(平成29年)の改定を経て、現在では、「第3次ごせん男女共同参画推進計画」により、男女差別の解消に向けた取組を進めています。

また、「すべての男女は、個人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、人権と平等が尊重されなければならない。」との認識のもと、2011年(平成23年)3月に「五泉市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、豊かな市民生活とあらゆる分野に参画できる調和のとれたまちづくりの実現をめざして取り組んできました。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や女性はいこうあるべき・男性はいこうあるべきといった固定的な性別役割分担意識が存在し、女性の主体的な生き方を阻んでいる状況があります。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」によると、女性の人権問題について「社会システムに問題があり、女性の社会進出が困難になっていること」(49.1%)、「就職時の採用条件、昇給・昇進の男女差など職場での待遇に違いがあること」(38.5%)、「男は仕事、女は家庭など男女の固定的な役割分担意識を押しつけること」(35.4%)が問題点の上位項目になっています。

顕在化している問題として、女性に対する重大な人権侵害である「セクシュアル・ハラスメント」や「配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」問題は、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要です。

「配偶者暴力防止法」の改正も行われる中、相談業務の充実や被害者支援に向けた取組など、人権尊重の視点に立ちこれらの問題を解決していく必要があります。

【施策の方向性】

① 男女共同参画の意識づくりの推進

- ・子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を受けられるよう、教育関係者を対象とした男女共同参画研修会や講演会、各種フォーラム、講座を開催し、学校、幼稚園、保育園等における人権・男女平等教育の推進と啓発を図ります。
- ・広報、ホームページ等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、研修会、講演会などを開催し、男女共同参画の考え方について理解を深め、家庭内や地域など身近な環境が平等になるよう、性別による固定的役割分担意識や社会制度、慣行の見直しを呼びかけます。

② 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメントの根絶

- ・配偶者及び身近な相手からの暴力は、いかなる理由があろうとも決して許されるものではないという意識を強く社会に啓発するとともに、女性福祉相談所等との連携を強化し、被害の防止と対処するための相談支援体制の充実に努めます。また、民生委員、母子保健推進員等の協力を得ながら、女性に対する人権侵害の早期発見、早期対応・支援に努めます。
- ・セクシュアル・ハラスメントは人権を侵害する行為であるという認識について、市民及び企業に対して啓発を行うとともに、新潟労働局や男女平等推進相談室等と連携し、相談体制の充実に努めます。

③ 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進

- ・市の政策・方針等決定過程への女性の参画を拡大する観点から、委員委嘱時には女性を積極的に登用します。
- ・これまでの慣行に捉われることなく、市の女性職員の職域拡大を図るなどキャリア形成を支援するとともに、積極的に女性職員の採用と配置、管理職への登用などを実行します。

④ 企業・各種団体・地域活動組織における女性の参画拡大

- ・事業主を対象とした研修会をはじめとして、広報、ホームページ、啓発用チラシ等を通じて、女性の参画の重要性に関する情報提供等を行います。
- ・地域活動においても男女双方の視点が反映されるよう、性別が偏らない組織運営や地域活動のあり方について、積極的に啓発や支援を行います。

⑤ 防災分野における女性の参画拡大

- ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

⑥ 男女平等な雇用環境の整備

- ・広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報誌等を通じて、「男女雇用機会均等法」や育児・介護休業制度、ポジティブ・アクション等の周知徹底を図るための情報提供を行います。また、男女とも個人の力量に見合った責任ある仕事に意欲的に取り組むことができるように、「職場における性別による固定的役割分担意識の払拭」の必要性について、啓発を行います。
- ・職場における男女平等を積極的に推進している企業等の取組状況を広報やホームページで紹介するなど、広く企業へ働きかけを行い、ハッピーパートナー企業への登録を促進します。

2 子どもの人権について

【現状と課題】

子どもの人権については、国連や「日本国憲法」、「教育基本法」、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）などの法令や児童に関する条約等の趣旨に沿って、一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

国連では、1989年（平成元年）に「児童の権利条約」を採択し、我が国も1994年（平成6年）に批准しています。この条約では、「児童に関するすべての措置をとるにあたり、児童の最善の利益が主として考慮されること」や「条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な措置を講ずること」等が定められています。

国では、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」、2003年（平成15年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（以下「出会い系サイト規制法」という。）、2008年（平成20年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）、2009年（平成21年）に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されるなど、個別立法による対策も行われてきました。2012年（平成24年）8月には、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざすこととされました。

障がいのある子どもに対する取組としては、2005年（平成17年）に子どもの発達障がいの早期発見などに取り組む「発達障害者支援法」が施行され、また、2007年（平成19年）から障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」が導入されました。

五泉市においては、国が示した「行動計画策定指針」に基づき2010年（平成22年）に「五泉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、すべての子どもと子育て家庭における子育て支援、親子の健康の確保など、さまざまな施策を推進してきました。

その後、子ども・子育て関連3法が制定され、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保や、この法律に基づく業務を円滑に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」

の策定が義務付けられたことを受け、2015年（平成27年）に「五泉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化や就労の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境の大きな変化により、子育て家庭のライフスタイルや意識の変化等、子育てに不安や負担感を感じる家庭が多くなっており、この計画に基づき、こうした環境の変化に対応した質の高い乳幼児期の教育・保育や地域のニーズに応じた子ども・子育て支援施策を計画的に推進することをめざしています。

また、「五泉市要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携して相談体制の充実に取り組むとともに、児童虐待の通告に対し迅速な対応や支援の体制を強化し、子どもたちの人権保護の充実を図っています。

しかしながら、我が国においては、今日まで国・県・市町村がさまざまな施策を講じているにも関わらず、実親等による子どもに対する虐待や育児放棄、子どもの貧困といった子どもの人権をめぐるさまざまな問題が全国的に発生しています。

特に、児童虐待の問題は深刻化しています。

児童虐待に関しては、全国に210カ所ある児童相談所が2016年度（平成28年度）に対応した件数が過去最多の122,578件となりました。新潟県においては前年に比べて407件増の1,845件となり、3年連続で過去最多を更新しました。虐待の種類別では、「心理的虐待」が991件（53.7%）と最も多く、次いで「身体的虐待」462件（25.0%）、「ネグレクト」382件（20.7%）の順となっています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」においては、子どもの人権について問題があると感じていることは、「保護者が身体的、心理的に虐待したり、子育てを放棄すること」が64.8%と最も高くなっています。続いて、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなどがあること」（41.5%）、「保護者が躰（しつけ）のつもりで体罰を与えること」（38.7%）が高くなっています。

近年、家庭や地域の養育力、教育力の低下が指摘され、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件、いじめや不登校などが大きな社会問題となっています。これらは、他人に対する思いやりといたわりの欠如、相手の立場に立つといった人権感覚の欠如や弱さ、子育てに対する不安等が要因として考えられます。更に、コミュニティが希薄化する中、子育ての悩みを抱え込む親をどう支えるかということも大きな課題です。

【施策の方向性】

① 子どもの権利に関する人権教育・啓発の推進

- ・子どもが人格をもった一人の人間として尊重されるよう、大人だけでなく子どもに対しても「児童の権利条約」についての周知・啓発を図るなど、子どもの権利について意識を高め、正しく理解できるよう人権教育・啓発活動に取り組みます。

② 幼児・児童・生徒への人権教育・同和教育の推進

- ・子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりや、人

権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度の育成に努めます。

- ・子どもの成長発達に大きな影響を与える立場にある教職員等については、子どもたちの豊かな人権意識を育むため、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育・同和教育に関する啓発において参加体験型の方法を取り入れるなど、研修内容の一層の充実を図り、資質向上と指導力の強化に努めます。

③ いじめ問題への対応

- ・いじめは、子どもたちの人権に関わる重要な問題であるとともに、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものであることを踏まえ、学校、家庭、地域が連携していじめ防止に取り組みます。
- ・学校の教育活動全体を通じて、いじめは人間として絶対に許されないことであるという、子どもたちの意識を高めます。そのために、各種研修等により教職員の指導力向上を図り、人権教育・同和教育、道徳教育や特別活動、体験活動等の充実に努めます。
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員を学校に配置して、学校における相談体制を充実させ、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・いじめを把握した場合は、被害者に対する心のケアはもとより、再発防止に向けて加害者に対しても丁寧な寄り添い、早急にかつ組織的に解決に向けて取り組みます。
- ・パソコンや携帯電話のインターネット接続機能を悪用した「ネットいじめ」については、情報モラル、情報安全教育を推進します。

④ 障がいのある幼児・児童・生徒への支援

- ・乳幼児健診や新生児訪問、言語聴覚士や作業療法士、保健師、保育士等による健診フォローアップ教室や療育教室の実施、発達相談室の設置等により、障がいについて適切な情報提供と理解を深める取組及び保護者の不安解消と発達支援に努め、障がいの早期発見と早期支援の推進を図ります。
- ・幼稚園や保育園、認定こども園、小規模保育施設、学童クラブ等において、身近な地域での支援の充実を図り、障がい等で特別な支援を必要とする子どもの受入れを推進します。
- ・広汎性発達障害（自閉症スペクトラム障害）、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいやそれ以外の障がいのある子どもが将来自立して社会参加できるよう、子どもの成長過程、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、放課後等デイサービスなどの障がい児の生活能力向上のための訓練を行う障害児通所支援事業に取り組みます。
- ・障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、関係機関と連携しながら、適切な相談体制や教育体制の整備に努めます。障がいのある子どもたちの「学ぶ権利」を尊重し、学校に介助員や学習指導補助員、看護師などを配置することにより、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の実現を図ります。

⑤ 児童虐待防止対策

- ・養育支援の必要な家庭を早期に把握して虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、児童相談所、学校、保育所、医療機関等との連携を図り、虐待相談への組織的な対応を行います。また、相談対応者の専門性の向上に努めます。
- ・虐待の未然防止のため、乳幼児健診、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、支援につなげる体制を強化します。

⑥ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもたちが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、将来の夢や希望をもって成長していける社会の実現に向け、保護者の生活・就労支援や子どもの学習支援等、地域のつながりを活かして市民、関係機関及び行政が連携・協力して積極的に推進します。
- ・子育てをするうえで経済的・社会的な不安に対する支援が必要なひとり親家庭に対し、保育認定及び保育園等の施設の利用調整における優先利用や地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、庁内の関係部署をはじめ新潟県などの関係機関と連携して総合的な自立支援を推進します。

⑦ 子育て支援の環境整備

- ・保護者の就労の有無に関わらず入園することができ、就労形態や就労の変化にも柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の機能を充実させ、子育てについての保護者の負担や不安の軽減を図ることができるよう、幼稚園と保育園の機能を併せもった「認定こども園」の整備を推進します。

⑧ 相談体制の充実と周知

- ・いじめ、不登校、問題行動といったさまざまな課題を抱えた子どもや保護者からの悩みや相談に初期段階で対応し、早期解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校における支援体制を強化します。
- ・不登校の児童・生徒を対象に適応指導教室において組織的・計画的な指導を行うことにより、学校への復帰や進路保障への支援を図ります。
- ・悩みをもつ青少年や保護者の相談に応じ、関係機関と連携して適切な助言や援助を行うとともに、青少年を取り巻く環境の整備や啓発活動を推進します。
- ・子育て世代包括支援センターなどで行う各種相談において、相談者に対する助言や情報提供を行うとともに、家庭児童相談室、児童相談所、地方法務局などの関係相談機関との連携に努め、相談体制充実を図ります。

3 高齢者の人権について

【現状と課題】

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいます。各国が高齢化社会の到来に備えた各種の取組を具体化することを目的として、1992年（平成4年）の国連総会において1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

我が国でも平均寿命の伸びや少子化の進行等に伴い高齢化が急速に進んでおり、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、2015年（平成27年）の国勢調査では26.6%となりました。人口の4人に1人以上が高齢者となり、本格的な高齢化社会を迎えています。また、諸外国と比べても我が国は、イタリア（22.4%）、ドイツ（21.2%）より高く、世界で最も高い水準となっています。

高齢化率を都道府県別にみると、秋田県が33.8%と最も高く、次いで高知県の32.8%、島根県の32.5%となっており、41道府県で25%以上となっています。一方、沖縄県が19.6%と最も低く、次いで東京都の22.7%、愛知県の23.8%となっています。新潟県の高齢化率は29.9%で、高い方から15番目となっています。

五泉市の高齢化率は前回調査の28.3%から4.3ポイント上昇し、32.6%となっています。国や新潟県よりもかなり速いスピードで高齢化が進行しており、ほぼ3人に1人の市民が高齢者という超高齢化社会を迎えています。

このため、五泉市においては、豊かな経験と知識をもった高齢者の方々が地域社会を支える重要な一員として生きがいをもち、いつまでも健康で活躍できるよう、「五泉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援サービス」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。計画では、各地域のサービス提供基盤の確保に努めるとともに、住民同士が支え合い、高齢者が地域から孤立することのない仕組みづくりを推進していくこととしています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、高齢者の人権について問題があると感じていることは、「働ける能力を発揮する場や機会が少ないこと」（40.1%）が最も高い割合となっており、「悪徳商法や振り込め詐欺の被害が多いこと」（37.3%）、「病気や福祉施設での不十分な対応や虐待があること」（28.9%）が続いています。

近年、「悪徳商法」や「特殊詐欺（振り込め詐欺）」など、高齢者を対象とした犯罪が多発しています。更に、核家族化の進行に伴う老老介護などによる虐待や、認知症に対する正しい理解や介護の知識・技術が不足していることが原因で不適切な介護状態になってしまい、結果的に高齢者虐待に発展してしまうなど、高齢者の人権に関する深刻な問題も報告されています。

高齢者の人権問題については、市民一人ひとりが思い描く生き方、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、広い視点をもって取組を行うことが必要です。

【施策の方向性】

① 人権教育・福祉教育の推進

- ・学校教育においては、高齢化の進行を踏まえ、社会科や総合的な学習の時間、学校行事等で福祉に関する教育として高齢者の人権に関わる教育を推進します。
- ・高齢者が生涯にわたって学ぶことの喜びを味わえるよう、学習機会の充実に努めます。

② 啓発・広報活動の推進

- ・高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進に努めるとともに、高齢者の社会参加に対する理解と関心を深めるための啓発・広報活動を推進します。
- ・認知症に対する差別や偏見をなくして正しい知識をもつことにより、早期発見、早期対応につなげ、認知症の人や家族が安心して地域で暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座や講演会を通じて認知症という病気の理解、対応方法、相談窓口などについて市民へ啓発します。

③ 社会参加の促進

- ・高齢者が気軽に集い仲間と出会うことができるよう、お茶の間サロンや馬下保養センター、老人福祉センターなど、いこいの場、交流の場の充実に図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

④ 雇用・就業の促進

- ・就労は高齢者にとって大きな生きがいとなるため、公益社団法人シルバー人材センターの活動を支援し、就労の場の確保に努めます。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進

- ・高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活できるよう、医療や介護、福祉、人権擁護など幅広い分野との連携や関係職員等の資質向上を図り、高齢者虐待防止や相談等の対応、相談体制の整備・充実、成年後見制度の普及等に努めます。
- ・地域包括支援センター等の関係機関や民生委員による一人暮らし高齢世帯等の見守り活動を支援します。
- ・成年後見制度に関する市民の理解を深めるため、啓発活動を行うとともに、手続き等についての相談受付や制度を利用するための支援を行います。
- ・高齢者虐待防止のため、関係職員向けの研修会や五泉市高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、個別事例の検討や地域課題などを共有することにより、早期発見・対応に努めます。また、講演会を通じて市民へ啓発するとともに、地域包括支援センターで相談に応じるなど、家族等介護者の支援を行います。
- ・振り込め詐欺などの特殊詐欺や送りつけ商法などの被害に遭う高齢者が後を絶たないことから、「新潟県高齢者見守り強化月間」において予防についての啓発活動に取り組み、消費者被害の防止に努めます。また、万が一被害に遭った場合、消費生活センターや地

域包括支援センター等と連携し、クーリングオフの手続きなどの相談ができるよう、相談体制の強化に努めます。

4 障がいのある人の人権について

【現状と課題】

国連では、従来から障がいのある人の人権問題に取り組んでおり、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と定め、翌年の第37回国連総会で「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。更に、2006年（平成18年）には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、ノーマライゼーションの理念のもと障がい者の社会参加と平等、自立生活への支援を進め、すべての人々がともに暮らせるバリアフリー社会への目標を示し、障がい者の人権と自由を確保するための国際的な合意がなされ、我が国も2014年（平成26年）1月に批准しました。

国においては、2004年（平成16年）の「障害者基本法」改正により、基本的理念として障がい者への差別をしてはならない旨が規定され、都道府県・市町村の障害者計画の策定が義務化されました。

また、2006年（平成18年）には「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神障がいに対する施策の一元化が図られ、障がい者の地域生活や就労支援の強化など障がいの種別を超えた共通サービスの提供により、障がい者の自立支援を推進してきました。2013年（平成25年）には、「障害者自立支援法」を一部改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の対象に難病等が加えられたほか、障がい者に対する支援の拡充などが図られました。

更に、2016年（平成28年）には、「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、公的機関に対して必要かつ合理的な配慮を義務付けました。

五泉市においては、「五泉市障がい者計画」や「五泉市障がい福祉計画」を策定し、さまざまな障がい福祉施策の推進を図ってきました。

五泉市では、障害者手帳の所有者数が増加傾向にあり、障がいのある人やその家族からの相談件数も増加しています。更に、多様化するニーズに対応するための体制づくりや環境整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域でその能力や個性を活かして自分らしく安心して暮らせるよう、2015年（平成27年）に「第2次五泉市障がい者計画」と「第4期五泉市障がい福祉計画」を一体的に策定しました。市民、事業者、関係機関と協力し、障がい福祉に関するさまざまな課題の解決を図り、計画の基本理念である「共に生き、共に支え合う、安全で住みよい五泉」の実現をめざして取組を進めています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、障がいのある人の人権について問題があると感じていることは、「障がいのある人に対する偏見や差別意識があること」（62.2%）が最も高く、続いて「働ける場所や機会が少なく、低賃金の場合も多いこと」（52.8%）、「好奇の目で見られたり、避けられたりすること」（34.3%）の割合が高くなっています。

近年、障がい者の財産に対する侵害行為が問題となっており、障がい者が安心して日常生活を営み、自らの権利を当たり前主張、行使し、自らの生き方を選択・決定できる社会支援の在り方や、障がい者への権利侵害に対し適切な措置や救済が図られる仕組みを地域社会の中に確立することが必要です。更に、障がいの重度化や障がい者の高齢化とともに障がい福祉サービスの利用の援助や金銭管理などの権利擁護が課題となっており、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用の促進とともに、相談支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

① 人権教育・福祉教育の推進

- ・障がいがあることを理由に偏見や憶測により、さまざまな社会的、経済的不利益を受けたり、社会活動から排除されることがない社会をめざし、市民一人ひとりが人権問題を自分のこととして捉えられる感性や人権に配慮した態度を取れるような人権感覚を身につけることができるよう、人権教育・啓発を推進します。
- ・学校教育において、介助員や学習指導補助員、看護師などを配置して、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を実現するとともに、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の強化を図ります。また、障がいのある児童生徒に対する理解を一層深めるため、学校における福祉教育の充実を図ります。

② 地域生活支援の充実

- ・すべての市民の基本的な人権が尊重され、障がいのある人もない人も同じ社会に生きる人間としてお互いに理解し、共に助け合い、支え合いながら生きていけるよう、障がいのある人が外出や情報交換を容易にできる手段を確保し、交流機会の充実など社会参画の促進に努めます。
- ・必要な人が必要なサービスを受けられるように、さまざまな地域生活支援サービスの周知から提供までの充実を図ります。
- ・利用者に対し、質の高いサービスを提供できるよう、地域生活支援サービスの提供体制の整備とともに、質の向上に努めます。
- ・地域生活支援サービスを安定的、継続的に提供するため、適正な支給量基準の整備や、多くの事業所が参入できるような体制整備を関係機関と連携して進めます。
- ・地域活動支援センターにおいて、地域との交流促進や文化芸術活動、スポーツ等の振興を行い、活動内容の充実を図ります。

③ 相談支援体制の充実

- ・障がい者基幹相談支援センター等において、関係機関との連携、情報共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ・日常的な相談から専門的な相談まで、さまざまな相談に対応できるよう、研修会を実施し、相談支援専門員のスキルアップに努めます。

④ 権利擁護の推進

- ・虐待防止など障がい者の権利擁護に関して、権利擁護研修会の実施やリーフレット等を活用し、意識啓発を行います。
- ・成年後見を必要とする人が制度を利用できるよう普及啓発に努めるとともに、制度を利用する人に対する支援体制づくりを進めます。

⑤ 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障がいのある人の雇用・就業を推進するため、企業向け、当事者向けセミナーを引き続き実施するとともに、労働関係機関、教育機関との連携を図り、支援体制を強化します。
- ・一般企業への就労が困難な人に対し、就労移行支援、就労継続支援A型・B型施設等の利用を促進するとともに、受入体制の整備を推進します。
- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市が物品等を調達する際、優先的に障がい者就労施設等から購入する取組を推進します。

⑥ 生活環境の整備

- ・住環境整備の各種助成制度について、より一層の周知に努め、支援を行います。
- ・「五泉市福祉のまちづくり推進計画」に基づき、公共施設や道路整備等のバリアフリー化を推進します。
- ・災害時に支援が必要な人について、関係機関や地域と連携して支援を行う体制づくりを推進します。

⑦ 障がい者理解の促進

- ・広報等を活用し、障がいに関する情報の掲載や啓発に努めます。また、障がいの有無にかかわらず障がいに関する知識や情報を広め、市民に関心をもってもらうきっかけとして、「障がい者週間」の周知を図ります。
- ・道德教育の充実や講演会、研修会等を通して、障がい及び障がいのある人への理解の促進に努めます。
- ・障がい者関係団体が行う市民への啓発活動を支援します。

⑧ 虐待の防止・早期発見

- ・虐待に関する通報や相談への対応、虐待が発生した時の一時保護等、虐待が起きた場合に適切に対応できる体制づくりの構築と整備を図ります。

5 同和問題（部落差別問題）について

【現状と課題】

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形作られた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の「同和対策審議会」の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、さまざまな施策が講じられてきました。2002年（平成14年）3月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了してからは、一般施策の中で問題解決を図ってきました。

しかしながら、現在に至ってもなお部落差別が存在し、インターネットなど情報化が進む中で部落差別が新たな状況にあります。

このような背景から、2016年（平成28年）12月には、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別解消推進法」が施行され、国や地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めるとともに、部落差別の実態調査の実施が明記されました。

五泉市においては、同和問題は基本的人権にかかわる重大な社会問題であるとの認識のもと、啓発活動など各種施策を推進してきました。子どもの頃からの継続した人権教育・同和教育により人権尊重の心を養う必要があることから、小中学校における授業や人権擁護委員など関係機関と連携した講演会の開催など、人権尊重意識の啓発に努めています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」においては、同和問題について「知っている」が44.4%、「知らない」が55.5%となり、半数以上が「知らない」と答えています。

また、同和問題に関してどのような人権問題があるかについては、「差別的な発言や行動があること」（25.4%）、「地域社会で不当な扱いを受けること」（19.5%）、「就職の際や職場で不当な扱いを受けること」（18.1%）と続いている一方で、「わからない」（46.0%）が最も高くなっています。

被差別部落の存在や同和問題をどのように考えるかについては、「人権に関わる問題なので、自分も含めた社会全体で解決に向けて取り組むべきだと思う」（39.2%）が高くなっています。一方で、「わからない」が40.4%と最も高くなっており、「自分ではどうしようもない問題なので、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」（8.2%）、「そっとしておけば自然になくなると思う」（4.5%）、「同和地区の人だけの問題で自分とは直接関係ない問題だと思う」（1.4%）との回答があることから、同和問題を自分のこととして受け止め、正しい理解と認識が得られるよう啓発活動を一層進める必要があります。

新たな人権問題として、他人の戸籍や住民票の写しなどを職務上入手できる立場の者が、結婚相手の身元調査などに悪用するため、戸籍謄本を大量に不正取得するという事件も発生しており、住民票の写しなどの第三者交付に係る「本人通知制度」を導入するとともに、市職員に対しては、人権問題に関する研修を充実させる必要があります。

また、「部落差別解消推進法」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、自らの課題としてその心理的差別の早期解決に主体的かつ積極的に取り組むことを基本とし、関係機関と連携して差別意識の解消に向けた人権教育・啓発活動を推進します。
- ・学校教育及び社会教育における人権教育・同和教育を推進し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現をめざします。
- ・教職員が同和問題の歴史と現状を正しく理解し、子どもたちに適切な人権教育を行うことができるよう、各学校で同和教育副読本「生きる」を活用した教職員研修を行うとともに、市校長会が中心となって教職員への研修を実施します。また、各団体が主催する大会、研修会、研究集会等へ教職員を参加させ、人権への理解と意識を更に深めます。
- ・子どもたちに対して、道徳の教科書や同和教育副読本「生きる」を活用して同和教育を行うとともに、社会科・地理歴史科・公民科の授業で子どもたちに同和問題の歴史的、社会的要因を正しく理解させ、それを解決しようとする意欲や態度を育てます。

② 個人情報の保護

- ・就職差別、結婚差別に結びつく身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、戸籍・住民票取扱窓口での対応を徹底します。また、本人の権利利益の保護及び不正取得の抑止を図ることを目的として、本人通知制度を導入します。

③ えせ同和行為の排除

- ・えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関等と連携し、啓発・排除に努めます。

④ 相談体制の充実と当事者団体との連携

- ・相談しやすい環境を整えるなど、相談体制を充実させるとともに、当事者団体、国・新潟県及び他の自治体と連携し、差別をなくすための取組を推進します。

⑤ 実態の把握

- ・国に協力して「部落差別解消推進法」に定められた部落差別の実態に係る調査を行い、地域の実態把握に努め、人権施策の推進に活用します。

6 外国人・外国籍住民等の人権について

【現状と課題】

我が国においては、インドネシア難民の定住受入れを契機として、人権に関する国際条約への加入を進めることになり、1979年（昭和54年）に「国際人権規約」を批准するとともに、1981年（昭和56年）には「難民の地位に関する条約」、1982年（昭和57年）には「難民の地位に関する議定書」を締結しました。近年の国際化の進展に伴い、日本で暮らす外国人は200万人を超えており、国籍も多様化しています。

外国籍住民等が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービスの多言語化や福祉・医療分野等の生活支援、災害対策支援、日本語学習支援などの取組が求められています。

また、根強く残る在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ等による人権侵害や、社会のさまざまなところで生じている外国人に対する差別の解消をめざすとともに、相互理解の促進に努める必要があります。

2016年（平成28年）6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方公共団体の責務として国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めなければならないと明記されました。

五泉市における外国人登録者数は、2017年（平成29年）3月末現在195人で、その国籍は14カ国に渡っています。国籍（出身地）別でみると中国が66人で最も多く、ベトナム65人、韓国21人の順となっています。

このような中、五泉市においても、国際感覚をもち、広い視野に立って考え、活躍できるグローバル人材の育成やあらゆる国籍の住民がそれぞれのもてる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした多文化共生によるまちづくりが求められています。

学校教育の面では、外国語指導助手（ALT）を活用して外国語に親しむ機会をもち、国際理解の推進を図るとともに外国にルーツをもつ子どもの学習支援を行っています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、外国籍住民等の人権について問題があると感じていることは、「外国語で対応できる相談窓口や病院・施設が少ないこと」（39.2%）が最も高く、「働ける場所や機会が少なく、不利な条件の場合も多いこと」（29.1%）、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」（26.1%）が続いています。一方、「わからない」（29.3%）との回答が3割近くになっています。

グローバル化に対応できるまちづくりを推進するためには、外国人の人権問題について市民一人ひとりが正しい認識をもち、外国人・外国籍住民等と相互理解を深めていくことが大切となっています。

【施策の方向性】

① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進

- ・人権意識の高揚を図るため、国際交流推進団体の連携を支援して身近な外国人との交流を深めるとともに、ホームステイの実施などにより国際感覚豊かな市民の育成に努めます。
- ・外国人・外国籍住民等に対する誤解や偏見をなくし、多文化共生について理解を求めるため、外国語指導助手による外国語講座などを開催し、外国人とのコミュニケーション能力や異文化への理解を高めることができるように努めます。
- ・学校教育において、国際理解教育を積極的に推進し、外国の文化や習慣等への理解を深めるとともに、国際的に活躍できる人材育成のため、小・中学校の英語教育の充実と強化を図ります。

② 外国籍住民等が暮らしやすい環境づくり

- ・外国籍住民等が快適な生活を送れるよう関係団体と連携し、相談窓口の設置など日常生活の支援の方法を検討するとともに、英語などによる生活ガイドブックなどの作成をめざします。

③ 災害時の対応に備えた施策の充実

- ・外国人・外国籍住民等が災害発生時に混乱なく避難できるよう、市内の避難所に多言語あるいはやさしい日本語等を使用した案内を表示するとともに、災害時には的確な情報提供ができるように努めます。

7 インターネットによる人権侵害について

【現状と課題】

近年、インターネットの普及に伴い、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れさまざまな問題が発生しています。

また、インターネットを介しての大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

このため、2002年（平成14年）には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネットによる情報の流通により、自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に対し、当該プロバイダ等が保有する発信者の情報の開示を請求できることとなりました。

また、子どものインターネット上のトラブルに対応するため、2003年（平成15年）に「出会い系サイト規制法」、2009年（平成21年）には「青少年インターネット環境整備法」が施行されるなど、インターネットによる人権侵害への対策を進めています。そのような中、

2010年（平成22年）、最高裁判所は個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示しました。

しかしながら、さまざまな人権問題に関する書き込みなど、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。2016年（平成28年）には、「全国部落調査部落地名総鑑の原典 復刻版」と題する書籍の出版・販売及び「全国同和地区所在地一覧」等が掲載されるという差別事件が発生しています。更に、有料サイトなどの利用にあたって、トラブルや詐欺の被害に巻き込まれることもあります。インターネット上にいったん流出した情報の訂正・回収は難しいなどといった特性から、被害者は将来にわたって長く苦しむことになります。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、インターネット上の人権で問題があると感じていることは、「他人を誹謗中傷する表現の掲載があること」（58.0%）が最も高く、

「他人のプライバシーに関する掲載があること」（43.7%）、「出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること」（31.9%）が続いています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するためには、個人情報保護の体制強化が求められますが、匿名性から起こる無責任な書き込みや悪質な書き込みは、一人ひとりの人権意識の乏しさから起こるものであり、一般のインターネット利用者やプロバイダ等に対し、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるため、各種啓発活動を展開することが求められています。

【施策の方向性】

① インターネット環境でのいじめなどから子どもを守る取組

- ・インターネット利用にあたってのモラルについて、子どもたちとその保護者の両方へ意識啓発を図ります。
- ・ICT教育を推進する中でも、インターネットの便利さだけでなく、危険性についても合わせて周知に努め、保護者に対しては、有害サイトに接続させないフィルタリング機能等の活用について啓発を行います。
- ・「ネットいじめ」を把握した場合は、関係機関や専門機関と連携して、速やかに対応します。

② 人権侵害事案への適切な対応

- ・インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、法務局、警察等の関係機関と緊密な連携のもと、適切な対応に努めます。

③ 人権教育・啓発活動の推進

- ・プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進するとともに、市民一人ひとりがさまざまな情報を主体的に収集・選択し、発信できる能力（メディア・リテラシー）を養うための人権教育・啓発を推進します。

8 新潟水俣病患者の人権について

【現状と課題】

新潟水俣病被害の問題は、新潟県固有の人権問題です。昭和電工鹿瀬工場から阿賀野川へ排水された工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことにより起きた公害です。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。病気を理由として仕事を辞めさせられたり、就職や結婚で差別を受けたり、保障金を受け取ることなどで中傷を受けるなど、被害者やその家族は病気の辛さに加えて、経済的、精神的にも苦しむなどの社会的被害もありました。

1995年（平成7年）の未認定患者救済の政治解決や2009年（平成21年）の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病被害者救済措置法）」による救済策など、国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、水俣病公式確認から50年以上経た今日でも健康被害は続いており、水俣病の認定申請や裁判が提訴されるなど大きな社会問題となっています。

新潟県では、2001年（平成13年）に開設した「環境と人間のふれあい館～新潟水俣病資料館～」を活用し、被害者やその家族の人権に関する理解を深め、差別や偏見を生まないための啓発活動に取り組んでいます。2006年度（平成18年度）からは、地域の再生・融和を図る「もやい直し」を推進するため、ふるさとの環境づくり宣言推進事業を開始し、福祉及び情報発信の両面から各種事業を展開してきました。

また、2008年（平成20年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病に対する正しい理解の促進を図っています。条例は、公害の犠牲者である新潟水俣病の被害者を社会全体で支えるとともに、悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざすために定められました。新潟県は、条例に基づき患者の保健・福祉、新潟水俣病についての教育、啓発、地域社会の再生等の取組を進めているところです。

しかし、今もなお被害者の健康被害は続き、差別や偏見を恐れて患者であることを言い出せない、症状を感じても受診しづらいなどの状況にあります。

五泉市においては、水俣病認定患者への扶助費を支給するとともに、医療手帳や被害者手帳の保持者等へ健康管理事業として訪問指導を行ってきました。また、新潟県と連携して水俣病相談窓口を設置し、水俣病患者や被害者手帳、医療手帳保持者及び市民に対する相談窓口体制の充実に努めてきました。

小中学校では人権教育・同和教育の一環として、「環境と人間のふれあい館～新潟水俣病資料館～」や新潟水俣病発生の原因となった現場を見学し、理解を深める学習を行っています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、新潟水俣病患者の人権について問題があると感じていることは、「新潟水俣病に関する誤った噂や情報が他人に伝えられること」（37.3%）が最も高く、「差別や偏見を恐れて認定申請ができない人がいること」（28.6%）、

「ニセ患者、金目当てなどの誹謗中傷があること」(27.2%)が続いています。

一方、「わからない」(30.8%)、「新潟水俣病患者の人権に問題はないと思う」(1.9%)との回答もあることから、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が活かされているとはいいがたい状況です。

今後も新潟県、関係市町村、関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、人権教育・啓発活動などを更に推進する必要があります。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・新潟水俣病に対する偏見や中傷がある一方で、無関心による問題の風化が懸念されていることから、正しい理解を深め、その経験と教訓を将来に伝える人権教育の推進や啓発の充実に努めます。

② 水俣病患者等に対する相談体制の充実

- ・新潟県及び阿賀野川流域市町と連携し、水俣病相談窓口の設置、医療手帳や被害者手帳保持者等への訪問指導などを継続し、健康不安の解消に努めます。

9 さまざまな人権問題について

(1) 拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する重大な人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の課題です。

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

2002年（平成14年）の日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め、5名の帰国が実現しましたが、未だに全面的な解決に至っていません。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携した実態の解明などを目的として、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとされています。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、市が積極的に取り組む必要がある人権課題について、「北朝鮮による拉致被害者やその家族の人権」と回答した人が13.6%となっています。

啓発活動を強化し、拉致問題に対する認識を深め、関心をもち続けてもらうよう、学校教育をはじめさまざまな場面で取組を進める必要があります。

また、帰国した拉致被害者に対しては、地域において安定した生活を営み、安心して暮ら

することができるよう、本人や家族を地域全体で受け入れ、支える環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・拉致問題の早期解決に向け、市民の関心と認識を深めるため、関係機関と連携した人権教育と啓発に努めます。

(2) 犯罪被害者等

【現状と課題】

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が高まりを見せています。

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。

その対策として、国では犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的にかつ計画的に推進していくために、2000年（平成12年）に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者等保護法）」、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。

2005年（平成17年）には、犯罪被害者等の権利を総合的に保障するため「犯罪被害者等基本計画」を策定し、5年ごとに見直しを行ってきました。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なことについて、「プライバシーに配慮した取材活動や報道を働きかける」

（65.5%）が最も高く、「犯罪被害者やその家族の安全を確保する」（60.8%）、「犯罪被害者やその家族が相談等できる体制を整備する」（46.7%）が続いています。

何の落ち度もなく、突然に悲惨な被害に巻き込まれる極めて不条理な事件・事故が多発しており、多くの被害者が意思に反して人生を変えられてしまっている現実があります。

誰もが突然、被害者となりうる現代社会において、被害者が抱える問題は「他人ごと」ではなく、「明日は我が身」の問題であると言えます。

犯罪被害者等の心情に配慮し、適切な支援が途切れることなく行われ、市民の理解を得ながら支援の取組が展開されるよう、関係機関・団体と連携し啓発活動等を推進する必要があります。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・犯罪被害者やその家族の心情を正しく理解でき、人権に配慮した支援を地域全体で取り組めるように啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

- ・犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を密にして犯罪被害者への相談・支援体制の充実に努めます。

(3) ハンセン病の問題

【現状と課題】

ハンセン病は、感染しただけでは発病することは極めて低く、遺伝的な病気でもありません。また、発病した場合でも治療法が確立しています。

しかし、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、患者に対して、以前は療養所への入所を強制する隔離政策が行われてきたことにより、家族や親族、友人等との関係を絶たなければならないという悲劇に見舞われました。1996年（平成8年）、「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、この隔離政策が取られた結果、社会の根強い偏見や差別意識が助長され、患者や元患者は人間としての尊厳と権利を奪われてきました。

2001年（平成13年）に熊本地裁において隔離政策について国の損害賠償責任を認める判決が下されました。これが大きな契機となり、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国による患者・元患者等に対する損失補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られることになりました。

しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことによる高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にあります。

わたしたち一人ひとりがハンセン病について正しく理解し、ハンセン病患者や元患者、その家族などに対する偏見や差別をなくすることが大切です。

【施策の方向性】

① ハンセン病に関する啓発と理解

- ・ハンセン病を医療や公衆衛生の面だけから捉えるのではなく、人権の視点からも捉え、二度と人権侵害が起こらないよう、正しい知識や理解の啓発普及に努め、偏見・差別の解消を図ります。

② 社会復帰者に対する支援

- ・療養所を退所した元患者が地域の中で安心して生活できるよう、新潟県及び関係機関と連携して、医療、生活、就労等、さまざまな問題を相談・支援する体制の整備を図ります。

(4) エイズ・HIV感染者

【現状と課題】

すべての人は、自分や家族の健康等を保持する権利を有することが「世界人権宣言」において規定されています。また、「日本国憲法」では、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することが保障されています。

このように、誰もが心身ともに健康で安心して暮らすことは、すべての人に保障された基本的な権利であり、そのためには、疾病に対する社会の理解と、エイズ患者等が適正な医療を受けられることが必要です。

H I V感染症は、感染経路が限られるため、感染予防に留意した正しい知識に基づき日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。

しかしながら、日常生活、職場、医療現場など社会生活のさまざまな場面で、患者や感染者が差別やプライバシーの侵害などを受けるという人権問題が発生しています。医学の進歩などによって発症を遅らせたり、症状を緩和したりするなど長期にわたりコントロールすることが可能になっており、患者や感染者との共生について理解を深めることが大切です。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、感染症患者の人権で問題があると感じていることは、「誤った噂や感染情報が他人に伝えられること」(57.5%)が最も高く、「感染者・患者に対する偏見や差別意識があること」(44.1%)、「感染者・患者のプライバシーが守られないこと」(21.1%)が続いています。

なお、4人に1人が「わからない」(24.4%)と回答しており、今後ともH I V感染症についての正しい知識の普及・啓発を図ることが必要です。また、感染者及び家族のプライバシー保持と本人や家族の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動や関係者研修会等により、一人ひとりが安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりを推進することが求められています。

【施策の方向性】

① エイズ・H I V感染症に関する啓発と理解

- ・学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育（性教育）の推進を通じて、正しい知識の普及に努めます。
- ・エイズ・H I V感染症に関する正しい知識をもって感染を予防し、患者や感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう、関係機関と連携して啓発活動に努めます。

② エイズ患者及びH I V感染者への支援

- ・エイズ患者及びH I V感染者が地域の理解と協力を得て安心して社会生活を送ることができ、医療や介護等療養支援を受けることができるよう、啓発活動の推進を図ります。

(5) 性的少数者（性的マイノリティ）

【現状と課題】

性的少数者（性的マイノリティ）とは、身体的性別と自分自身が認識している性別が不一致あるいは違和感をもっている「性同一性障がい」といった性自認に関する少数者、あるいは「同性愛」、「両性愛」などの性的指向に関する少数者等のことを指します。（最近では、総称して「L G B T」と言われることもあります。）

このような性的少数者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、性同一性障がいや性的指向を理由とする誤解や偏見によって、いじめや差別の対象となるなど、さまざまな問

題に直面しています。

さらに、自身の悩みや苦しみを積極的に打ち明けづらい等の状況から、自殺念慮の割合が高いと指摘されています。

我が国では、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、戸籍上の性別を変更できることになりました。

2008年（平成20年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、現に子どもがいる性同一性障害者であっても、その子どもがすべて成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認められることになりました。

東京都渋谷区においては、2015年（平成27年）に同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、パートナーシップ証明書を発行する全国初の条例が制定されました。

その他の自治体でも、東京都世田谷区や三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市が「同性パートナーシップ制度」を導入するなど、性的少数者を支援する動きは広がりをみせています。

また、性的指向に関する差別的取扱いについて、現在では、世界各国において禁止法を制定したり、同性婚を認める等の動きがあります。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を「排除」する考えにつながり、その人間性を否定することにもなりかねません。性的多様性を認め合うことがすべての人々の人権を守るために大切です。

性的少数者が安心して暮らせるよう、性の在り方について固定的に考えるのではなく、そのことについて正しく理解することが必要です。また、そうした人たちに対する差別や偏見をなくしていくために、人権教育・同和教育を充実させるとともに啓発活動や相談できる体制づくりなどに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・ 性的少数者に対する差別や偏見を解消し、その人権を守るためには、学校、職場、地域社会等の周囲の人々が性的少数者や性に対する多様な在り方について認識し、理解を深めていくことが必要です。このため、研修会やイベント等の機会を捉えた各種の人権教育・啓発活動の推進を図ります。
- ・ 性的少数者の人々へのいわれのない差別や偏見が解消されるよう、関係機関、団体と連携して、性的少数者についての市民の正しい認識と理解が深まるよう努めます。

② 先進的な取組事例等の調査研究

- ・ 他の自治体や関係団体等の先進的な取組事例などについて、調査研究を行います。

③ 学校教育における子どもへの対応、配慮

- ・ 男か女かと自問自答し、悩み苦しむ、自己肯定感をもてないまま成長し、本来の自分の姿を出せずにいることが多い性的少数者の子どもの相談に応じるとともに、必要に応じ

て関係機関との連携に努めます。

- ・性的少数者について、正しい情報発信を行い、教職員と子どもに対し、意識啓発に努めます。

(6) 刑を終えて出所した人

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、偏見や差別により、就職などの社会復帰が妨げられている現状があります。

犯罪や非行を犯した人の更生が円滑に行われるためには、その人自身の更生への強い意欲とその人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの温かい目と支援が必要です。特に、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進が重要です。そのため、更生を助け保護観察を担う保護司をはじめとする多くの更生保護関係者や関係機関への理解と認識を深めるとともに、刑を終えて出所した人が速やかに自立復帰できる社会環境づくりに努めることが大切です。

「五泉市人権問題に関する市民意識調査」において、刑を終えて出所した人やその家族の人権を守るため必要なことについて、「就労支援など社会復帰に向けてサポートする」(60.1%)が最も高く、「刑を終えて出所した人やその家族のプライバシーを保護する」(50.9%)、「刑を終えて出所した人やその家族が相談等できる体制を整備する」(44.6%)が続いています。

市民一人ひとりが差別意識や偏見をもたず、刑を終えた人を受け止めることができる確かな人権感覚を身に付けていく必要があります。

【施策の方向性】

① 人権教育・啓発活動の推進

- ・あらゆる場を通じての人権教育・啓発を推進し、刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、刑を終えて更生しようとする人を受け入れる社会環境を育む必要があります。そのためには、保護司会などの関係機関と連携を図り、相談や支援に努めるとともに偏見や差別意識解消のため、啓発活動を推進します。

(7) その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、特定の人種や民族を差別し、地域社会からの排除をおおる「ヘイトスピーチ」やアイヌの人々などの問題、東日本大震災等に起因する人権問題、自殺の問題などさまざまな課題が存在します。

そのため、これらの人権に関する問題においても、その問題の原因となっている偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重されるよう、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。

【第5章】

人権施策の推進に向けて

- 1 庁内推進体制の整備
- 2 関係機関との連携
- 3 計画に基づく施策の評価・検証

【第5章】 人権施策の推進に向けて

1 庁内推進体制の整備

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に人権教育啓発推進体制を構築し、関係部局相互の密接な連携の下に全庁的な取組を推進することとします。

なお、各部局は本計画の趣旨を踏まえ、市民の人権に十分配慮しながら施策の実施に当たることとします。

また、推進にあたっては、関係団体等と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけ、積極的な支援に努めます。

2 関係機関との連携

本計画に基づき、人権教育・啓発を推進していくためには、国・新潟県、地域、学校、企業、NPO法人等との連携が必要です。それぞれがもつ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しつつ、相互に補完しあうことで市民一人ひとりの人権尊重の意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

3 計画に基づく施策の評価・検証

本計画の目標を達成するため、計画に基づく施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

また、国、新潟県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、一層の充実に図るため必要に応じて見直しを行います。

参考資料

- 関係法令等
- 五泉市人権教育・啓発推進計画
策定委員会設置要綱
- 五泉市人権教育・啓発推進計画
策定委員会委員名簿

参考資料

2018 (平成30) 年3月1日現在

1	日本国憲法 (抄)	56
2	世界人権宣言 (抄)	57
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (抄)	57
4	新潟県人権教育・啓発推進基本指針 (抄)	58
5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (抄)	61
6	男女共同参画社会基本法 (抄)	62
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (抄)	63
8	児童福祉法 (抄)	67
9	児童の権利に関する条約 (抄)	68
10	児童虐待の防止等に関する法律 (抄)	69
11	いじめ防止対策推進法 (抄)	72
12	老人福祉法 (抄)	76
13	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (抄)	76
14	障害者基本法 (抄)	78
15	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (抄)	81
16	同和対策審議会答申 (抄)	83
17	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申) (抄)	85
18	部落差別の解消の推進に関する法律	87
19	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	88
20	新潟水俣病地域福祉推進条例 (抄)	89
21	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 (抄)	90
22	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (抄)	91
23	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (抄)	93
24	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (抄)	94
25	五泉市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱	95
26	五泉市人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿	95

1 日本国憲法（抄）

1946(昭和21)年 憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、

経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であ

つて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

以下（略）

2 世界人権宣言（抄）

1948(昭和23)年 国連総会採択

前文

（略）

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下に

おいて、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

（略）

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

2000(平成12)年 法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

以下（略）

4 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

2004年(平成16)年4月

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」を採択した。

それ以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を制定し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきており、本県においても、これまで、県民が人権を尊重するという視点に基づき、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきた。

しかし、現状では、これまでの取組が十分とは言えず、依然として解消されていない部落差別をはじめ

め、児童虐待や女性に対する暴力、障害者・高齢者・外国人に対する偏見 北朝鮮による拉致被害など様々な人権侵害が問題となっており、また、国際化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に対する新たな課題も発生している。

こうした中、人権の世紀と言われる21世紀にふさわしい社会の実現を目指していくためには、これまでも増して、県民の人権意識の高揚に対する取組に一層の努力を行い「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」意識を高める必要がある。

このため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）に明記されている人権教育及び啓発に関する施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発など本県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため本基本指針を策定する。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人々の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人ひとりの個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものである。同時に、「新潟県長期総合計画 21世紀最初の10年計画 新潟・新しい波」（2001～2010）と整合性を持ち、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人ひとりが人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求め

られている。

4 基本指針策定の背景

- (1) 国際的動向（略）
- (2) 国の動向（略）
- (3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。

今後は、この基本指針に則し、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり諸施策を着実に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進
すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められている。

さらに、県民一人ひとりが生涯を通じて人権について考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、マスメディアなどを活用した人権啓発活動を進める必要がある。

1 学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

学校教育においては、教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、同和教育を中心とする全体計画や年間指導計画の作成・実施に努めてきた。

しかし、学校現場においては、いじめ等の問題が依然として深刻な状況にあるなど、児童生徒に人権尊重の精神が十分育っているとはいえない状況が見られる。これを改善するためには、教職員自身が人権尊重の理念について深く理解し、指導力を高める

よう研修を一層充実させることが必要である。

また、学校の教育活動を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

【基本方針】

児童生徒の人権尊重の精神を育むことを目的に、学校の教育活動全体を通じて人権問題に対する正しい理解の促進に努めるとともに、差別や偏見を許さない感性や態度を育む人権教育を推進する。このために全体計画の見直しを進める。

また、研修会の充実を図り、教職員一人ひとりの指導力の向上を目指す。

○ 様々な人権問題を解決する視点から全体計画の再点検を進め、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。

各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間では、人権尊重の精神が感性や態度として育まれるよう、児童生徒用副読本の有効活用や、体験的な活動を取り入れて、授業の工夫を図る。

また、児童生徒同士だけでなく、児童生徒と教職員が共に学ぶ姿勢をもって活動し、共に育つことを重視する。

○ 各種研修会の充実を図り、学校教育の担い手である教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指す。

○ 様々な人権問題に関する指導教材の充実と整備を進め、その活用を図る。

2 社会教育における人権教育の推進

【現状と課題】

社会教育においては、女性・高齢者・障害者・同和問題等について公民館を中心に各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設回数は依然として少ない状況にあり、活動内容の充実が求められている。

このため、講演会やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域においてさらに人権意識を高める取組を推進することが大切である。

【基本方針】

すべての人々が人権を尊重し、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を涵養するために、学習機会の提供と学習プログラムの開発・提供の拡充に努める。

また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、指導者の養成に努める。

○ 子どもたちが豊かな心や人権を守る態度を身に付けるようになるためには保護者や周囲の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。

このために保護者や周囲の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、乳幼児や児童生徒の保護者に配付する「家庭教育手帳」を活用し、家庭において人権意識の高まりを促す。

- 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指すため、参加体験的手法を取り入れるなど実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。

- 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館での社会教育活動の講座が充実するよう市町村を指導する。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。

3 企業・団体等及び県民に対する人権啓発の推進 【現状と課題】

企業・団体等においては、採用選考に係る身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や書類提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられるほか、男女差別・セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、県民が差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

また、依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人ひとりの人権意識を高める必要がある。

【基本方針】

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応が図られるよう企業等の経営者や管理者を中心に普及・啓発に努める。

また、広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

- 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。
- マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

- 県民一人ひとりの人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

第3章 分野別人権施策の推進（略）

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（略）

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議（仮称）」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する「人権啓発フェスティバル」などの人権関係施策に参加するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOな

どの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図りながら、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

1979(昭和54)年 国連総会採択

1985(昭和60)年 日本批准

この条約の締約国は、(略)

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものである(略)

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念

又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部（略）

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

以下（略）

6 男女共同参画社会基本法（抄）

1999(平成11)年 法律第78号

前文（略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決

定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(略)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決

定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更にについて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

以下（略）

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

2001(平成13)年 法律第31号

前文（略）

第1章 総則
(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴

力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この

章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ

ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日

以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（略）

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

以下（略）

8 児童福祉法（抄）

1947(昭和22)年 法律第164号

第1章 総則

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

（略）

第2節 定義

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満1歳に満たない者

二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、（略）親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（略）

第4節 実施機関

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（略）

第6節 児童委員

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

以下(略)

9 児童の権利に関する条約(抄)

1989(平成元)年 国連総会採択

1994(平成6)年 日本批准

この条約の締約国は、(略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべき(略)

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」(略)

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(略)

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

以下 (略)

10 児童虐待の防止等に関する法律 (抄)

2000(平成12)年法律第82号

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指

導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号若しくは第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第33条第1項の規定により当該児童

- の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- 二 児童福祉法第26条第1項第3号の規定により当該児童のうち第6条第1項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- 三 当該児童のうち児童福祉法第25条の8第3号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四 当該児童のうち児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。
- （略）
- （立入調査等）
- 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。
- （略）
- （児童虐待を行った保護者に対する指導等）
- 第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

（略）

（施設入所等の措置の解除等）

- 第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。
- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第33条第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の

保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

(略)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の3 市町村は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第33条第2項又は第45条第2項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要となる施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(略)

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

以下（略）

11 いじめ防止対策推進法（抄）

2013(平成25)年 法律第71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要で

あることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(略)

第2章 いじめ防止基本方針等

(略)

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌

し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該

学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（略）

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

- 第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
 - 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

- 第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況に

についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

- 第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

- 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべ

きものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(略)

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合におい

ては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(略)

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

以下（略）

12 老人福祉法（抄）

1963(昭和38)年 法律第133号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

（老人の日及び老人週間）

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう

奨励しなければならない。

以下（略）

13 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

2005(平成17)年 法律第124号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第24項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。（国及び地方公共団体の責務等）
- 第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁

相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の

規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

(略)

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

以下(略)

14 障害者基本法(抄)

1970(昭和45)年 法律第84号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔

てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

- 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関す

る啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第5条 第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第8条 国民は、基本原則にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

- 2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第10条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（略）

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学

習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

（療育）

第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

（職業相談等）

第18条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

（雇用の促進等）

第19条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

以下（略）

15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

2013(平成25)年 法律第65号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければ

ならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(略)

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う

ものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、

内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

以下（略）

16 同和対策審議会答申（抄）

1965(昭和40)年8月11日
政府同和対策審議会

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の精神を尊重し、有効適切

な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階と

しては、同和問題は明治維新後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最低辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまりかわらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活が続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最低辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づ

よく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもとに残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反

面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的效果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

以下（略）

17 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）（抄）

1996（平成8）年5月17日

地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本認識（略）

世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの

人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯(略)

(2) 現状と課題

① 現状(略)

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策

が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価(略)

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人

の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫（略）

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化（略）

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策二ーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向

(略)

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比

べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

(略)

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。

以下（略）

18 部落差別の解消の推進に関する法律

2016(平成28)年 法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の

理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

19 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016(平成28)年 法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、

必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

20 新潟水俣病地域福祉推進条例 (抄)

2008(平成20)年 新潟県条例第38号

新潟水俣病は、昭和電工株式会社鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む排水によって引き起こされた公害であり、第2の水俣病として昭和40年にその被害の発生が確認された。そして、新潟水俣病は、その流域に暮らす人々の生活基盤であった阿賀野川を汚染したばかりでなく、人々の健康を損ない、尊い命をも奪った。さらには、新潟水俣病が発生

した地域における人々の絆に深刻な影響を及ぼした。

そして今もなお、健康上の不安や経済的な不安を抱える人、いわれのない偏見や中傷に苦しむ人、その偏見や中傷をおそれ被害の声をあげることのできない人が存在する。

高度経済成長期において、我が国が豊かで快適な社会の実現を追求してきた一方で、全国の各地で様々な公害が発生し、それまでそれぞれの地域で平穏に暮らしてきた人々にとって予想もしなかった甚大な被害をもたらした。このような悲惨な事態に遭った人々を社会全体で支えていくべきであると私たちは考える。そして、新潟水俣病の被害者も高度経済成長期において私たちが豊かさや快適さを享受してきた一方で発生した公害の犠牲となった人々であることにかんがみれば、新潟水俣病の被害者を私たちが社会全体で支えていかなければならない。

ここに私たちは、新潟水俣病の被害者がこれまで抱えてきた痛みと真摯に向き合い、新潟水俣病の被害者を社会全体で支えとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新潟水俣病患者の定義、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、新潟水俣病に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、新潟水俣病患者が社会的に認知されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、新潟水俣病の被害者が、その正当な権利が尊重される地域社会において、安心して豊かな生活を営むことができるよう、新潟水俣病に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村が実施する新潟水俣病に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、新潟水俣病についての正しい理解を

深め、新潟水俣病に起因して生じた問題によって得た教訓（以下「新潟水俣病の教訓」という。）を将来に伝えるよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する新潟水俣病に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県の基本的施策）

第5条 県は、新潟水俣病患者の福祉の増進等を図るため、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当の支給その他の新潟水俣病患者の心身の状況等に応じた保健及び福祉に関する必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者と地域住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、県民が、新潟水俣病についての正しい理解を深め、新潟水俣病の教訓を将来に伝えることができるよう、新潟水俣病に関する教育の推進及び啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う新潟水俣病の教訓を伝える活動その他の新潟水俣病に起因して生じた問題の解決のための活動が促進されるように努めるものとする。

- 5 県は、第3項の教育の推進及び啓発活動の充実並びに前項の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、新潟県立環境と人間のふれあい館を活用した情報の発信その他の新潟水俣病に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

以下（略）

21 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）

2009(平成21)年 法律第81号

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平

穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成7年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。

2 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第2条第2項の規定により定められた第2種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第2種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3 この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）第3条第1項の認定を受けた者、補償法第4条第2項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であって関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定そ

他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

- 5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

（救済及び解決の原則）

第3条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたらしくすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。

（国等の責務）

第4条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたらしくすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない。

第2章 救済措置の方針等

（救済措置の方針）

第5条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

- 2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第4条第2項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄さくの所見を考慮するための取扱いに関する事項

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

- 3 第1項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。

- 4 政府は、関係事業者に対し、第1項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

- 5 関係事業者は、前項の要請があった場合には、一時金を支給するものとする。

- 6 関係事業者は、前項の支給に関する事務を第17条第2項の指定支給法人に委託することができる。

- 7 関係県は、第1項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

- 8 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

（水俣病被害者手帳）

第6条 政府は、前条第1項の方針において、同項及び同条第2項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

- 2 関係県は、前条第1項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

- 3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

第3章 水俣病問題の解決に向けた取組

第7条 政府、関係県（補償法第4条第3項の政令で定める市を含む。第3項において同じ。）及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一 救済措置を実施すること。

二 水俣病に係る補償法第4条第2項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三 水俣病に係る紛争を解決すること。

四 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

- 2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたらしくの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

- 3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

以下（略）

22 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抄）

2008(平成20)年 法律第82号

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、

ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成13年6月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和28年法律第214号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相

当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第3条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹り患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第6条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（略）

第3章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第14条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)

第15条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給

するものとする。

- 2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。
- 3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項のハンセン病療養所退所者給与金及び第2項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第16条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第17条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第4章 名誉の回復及び死没者の追悼

第18条 国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

以下（略）

23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

1998(平成10)年 法律第114号

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上

並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師等の責務)

第5条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(獣医師等の責務)

第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

- 2 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

以下(略)

24 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(抄)

2003(平成15)年 法律第111号

(趣旨)

第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 20歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

- 2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

以下(略)

25 五泉市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱

2017(平成29)年7月25日
告示第73号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、五泉市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）の総合的かつ効果的な策定を図るため、五泉市人権教育・啓発推進計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 推進計画策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 推進計画の立案及び調整に関すること。
- (3) その他推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権に関する識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第2条 策定委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会に関する庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

26 五泉市人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	人権課題	所属・役職等
1	伊藤 苗	学識経験者	新津人権擁護委員協議会 五泉部会
2	落合 久雄	子ども	五泉市民生委員児童委員協議会 児童福祉部会長
3	堀内 一恵	女性	五泉市男女共同参画推進審議会 会長
4	山本 弘	高齢者	五泉市高齢者保健福祉市民会議 会長
5	目黒 章次	障がい者	五泉市障がい者総合支援協議会 会長
6	森脇千恵美	感染症患者等	新潟県新潟地域振興局健康福祉部 地域保健課長
7	長谷川サナエ	同和問題	部落解放同盟 新潟県連合会 顧問
8	室橋 春季		新潟県人権・同和センター 事務局長
9	佐藤 健		五泉市校長会 推薦 五泉小学校 主幹教諭
10	魚野 ルミ	外国籍住民	五泉市国際交流協会 会長



GOSEN CITY

五泉市人権教育・啓発推進計画

2018(平成30)年3月発行

編 集 / 五泉市・五泉市教育委員会
〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911 FAX.0250-42-5151
